
令和5年大和町議会3月定例会議会議録

令和5年3月16日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課長	遠 藤 眞起子 君	税 務 課 徴収対策室長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公民館副館長	青 木 明 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時23分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番堀籠日出子さん及び15番馬場久雄君を指名します。

日程第2「委員長報告」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和5年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長千坂博行君。

予算特別委員会委員長 (千坂博行君)

報告いたします。

今定例会議において、去る3月3日、本予算特別委員会に審査を付託されました令和5年度一般会計予算及び8つの各種特別会計予算、下水道及び水道事業会計予算については、本委員会において各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁により、慎重に審査された結果、原案のとおり可決したもので、ここにご報告申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議に

おいては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行います。

日程第3「議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第30号 令和5年度大和町一般会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第31号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第31号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第32号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計予

算」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第32号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について
討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第33号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第33号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論を
行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第34号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第34号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論を
行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第35号 令和5年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第35号 令和5年度大和町落合財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第36号 令和5年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第36号 令和5年度大和町奨学事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第37号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第37号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第38号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第38号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第39号 令和5年度大和町下水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第39号 令和5年度大和町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第40号 令和5年度大和町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第41号 町道路線の廃止について」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第41号町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

議案書62ページをお願いいたします。議案第41号 町道路線の廃止についてでござ

います。

下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名は町道下原線でございます。起点は大和町吉田字新要害55番4、終点は大和町吉田字西風99番1でございます。

説明につきましては、議案第41号関係資料によりましてご説明いたします。

初めに、資料1ページをお願いいたします。廃止調書でございます。廃止する路線につきましては、町道下原線、起点・終点は記載のとおりとなっております。延長につきましては846メートル、幅員3.5メートルから8.3メートルでございます。

現在、宮城県で実施しております吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴います下原橋撤去により、吉田川河川区域内にございます町道の部分を廃止するため、一度全線にわたり廃止するものでございます。

なお、次の議案第42号におきまして改めて認定をお願いすることとなりますので、よろしくをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第41号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第42号 町道路線の認定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第15、議案第42号町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書63ページをお願いいたします。議案第42号 町道路線の認定についてでございます。

下記路線の町道認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名は下原線でございます。起点は大和町吉田字高田下原135番6、終点は大和町吉田字西風99番1でございます。同じく2番、路線名は要害川原線、起点は大和町吉田字要害川原55番4、終点は大和町吉田字要害川50番1でございます。3番、路線名は高倉線、起点は大和町吉田字小野岩倉西43番10号、終点は大和町吉田字且ノ原36番15でございます。以上の3路線について、認定をお願いするものでございます。

説明につきましては、議案第42号関係資料によりましてご説明をいたします。

資料1ページをお願いいたします。認定調書でございます。認定する路線は、1. 町道下野原線、起点終点は記載のとおりでございます。延長が672メートル、幅員5.5メートルから13.5メートルとしまして、改めて認定をお願いするものでございます。

続きまして、2. 町道要害川原線でございます。名称につきましては、地区の字を名称としたものでございまして、起点、終点は記載のとおりでございます。延長が94.5メートル、幅員が4.5メートルから11メートルでございます。先ほど廃止でご可決いただきました町道下原線の一部を、今回要害川原線といたしまして改めて認定をお願いするものでございます。

続きまして、3. 町道高倉線でございます。起点終点は記載のとおりでございます。延長が2946.5メートル、幅員が6.0メートルから13.0メートルとなっております。県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備に伴います山村強靱化林道整備基準が、公道町道と接続していることとなっておりますことから、今回林道高倉線の一部を町道高倉線といたしまして認定をお願いするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。認定路線の図面となっております。図面下段の赤線、こちらが吉田川の南側になってございますが、こちらが町道下原線となるものでございます。起点が吉田川の河川区域境、終点は町道吉岡宮床線の交差点部まで

となつてございます。

続きまして図面上段部の赤線、こちらが要害川原線となるものでございます。起点が町道の吉岡宮床線の交差点部、終点が吉田川河川区域境と何なるものでございます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。図面の赤線部が、町道高倉線となるものでございます。起点が町道旦ノ原線の間中点部、終点が県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線の接続部となるものとなつてございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第42号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第43号 字の区域を新たに画することについて」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第43号 字の区域を新たに画することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、議案書64ページをお願いいたします。議案第43号 字の区域を新たに画することについてでございます。

あわせて、議案説明資料第43号関係のご準備をお願いいたします。

地方自治法第260条第1項の規定によりまして、本町の字の区域を下記のとおり新たに画するものでございます。

今回新たに字を画することにつきましては、現在組合施行により事業を推進しております杜の丘北部土地区画整理事業に係るものでございまして、令和4年12月8日付で字界・字名変更の申請がなされたものでございます。

この土地区画整理事業は、令和2年7月17日に事業認可を受け、本年令和5年12月に換地処分を予定しているものでございます。

新たな字名につきましては、組合からの要望により「しあわせの杜」といたし、その区域に含まれる字は「小野字漆海道」「小野字菖蒲沢」「小野字新坊」、そして杜の丘三丁目の右の欄に記載の地番となります。

組合では、新字名の決定に当たった理由といたしまして、住んでもらう方の幸せを願う思いから「しあわせ」とし、「杜」につきましては周辺字名の「杜の丘」「杜乃橋」にあやかり、現在団地の愛称「ハーモニータウンしあわせの杜」として事業を施行している、そして、「ハーモニータウン杜のまち」「杜の丘」「杜乃橋」と連続しているものの、新しい団地として認識してもらうため「しあわせの杜」としたものでございます。

それでは、資料の1ページ・位置図をご覧ください。事業区域は、「杜の丘」の北側に隣接いたします17.8ヘクタールとなります。赤線で囲んだ区域が、事業区域でございます。事業計画では、戸建て住宅用として302区画、計画人口960人とされております。

2ページをお願いします。区域明細図となっております、緑の線が現在の字の境界、オレンジの線が新しい字の区域となります。

3ページをお願いします。3ページは、筆界の表示がない単なる字界図となります。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第43号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。17番槻田雅之君。

17番（槻田雅之君）

1点質問いたします。土地区画のほうで、このような候補の名前が上がってきて、納得はしたんですけれども、この土地区画の中に同じような業者が入っているかと思

います、同じ名前の。その辺の中で異論がなかったかどうか、そこだけお聞きしたい
と思います。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、槻田副議長のご質問にお答えいたします。

異論というのは、町内部ということですか。今回の字名につきましては、組合のほうから説明の機会がございまして、先ほどお話しした経緯で新たな字名を組合のほうではこういうふうにしたいということでございました。

その中でも、「しあわせ」という部分は住んでいただく方の幸せ、そういうものを願うことであって、深い意味はないというような説明でもございました。この「しあわせ」という字名につきましては、ほかの地域・関西のほうでも実際に「しあわせの里」とかそういう字名がございまして、町のほうでは組合からの要望ということで、この字名で新たな字を画するというところで考えたところです。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

富谷市と隣接している高屋敷の工業団地、現在工事中かと思うんですが、ここの接続道路があるのかなのか、これはお分かりになりますか。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

渡辺議員のご質問にお答えいたします。

私も現地のほうを確認しておりまして、現在この事業区域内の区画道路、第1層の舗装が完了しているところがございます。現場を見る限り、図面のほうを見ていただ

くと上の方角が北側となりますので、北側の部分杜の丘から直接通じる丁字路がございます、突き当たりに。その北側が、のり面となっています。ここでかなりの段差と
いうか、境界の段差がございます、ここをつなげると高屋敷のほうに行けるはずには
なりますが、橋がどうしても必要になるということで、橋をかけてまで連続した団
地にするというのは費用的にも難しいということで、組合のほうから伺っております。
以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 「議案第44号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の
変更について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第17、議案第44号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは議案書65ページをお願いします。あわせて、議案説明資料・議案第44
号から第46号関係もご準備をお願いします。

議案第44号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

白石市、蔵王町及び七ヶ宿町で構成する白石市外二町組合が、令和5年3月31日限りで解散することに伴い、当該組合が構成団体となる市町村職員退職手当組合から脱退することに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして組合を組織する地方公共団体の数の減少、規約の変更につきまして、同法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

66ページの別紙をご覧ください。宮城県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約でございます。変更は、別表第1中「白石市外二町組合」を削るものでございます。

議案説明資料の1ページをお願いします。退職手当組合を構成する地方公共団体を規定している別表第1の新旧対照表でございます。

議案書66ページにお戻り願います。別紙の部分の附則でございまして、第1項といたしましては、「この規約は令和5年4月1日から施行する」ものでございます。第2項は、白石市外二町組合が脱退することに伴います脱退精算金について規定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第44号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第45号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町

村非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に
ついて」

議 長 （高平聡雄君）

日程第18、議案第45号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、議案書67ページをお願いいたします。

議案第45号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてでございます。

この認定委員会は、非常勤の職員の公務災害補償・通勤災害に係ります認定に関する事業を行うため、県内の地方公共団体で共同設置しているものでございます。

今回、白石市、蔵王町及び七ヶ宿町で構成する白石市外二町組合が令和5年3月31日限りで解散することに伴いまして、当該組合が構成団体となる認定委員会から脱退することに伴いまして、地方自治法第252条の7第2項の規定によりましてこれを組織する地方公共団体の数の減少、規約の変更につきまして、同条第3項におきまして準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

68ページの別紙をご覧ください。宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。変更は、別表第1中「白石市外二町組合」を削るものでございます。

議案説明資料の2ページをお願いします。こちらが、認定委員会を共同設置する地方公共団体を規定しております別表第1の新旧対照表でございます。

議案書68ページにお戻り願います。別紙の附則でございまして、「この規約は令和5年4月1日から施行する」ものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第45号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第46号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第46号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、議案書69ページをお願いいたします。

議案第46号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてでございます。

この審査会は、非常勤の職員の公務災害補償・通勤災害に係ります認定に係る不服申立ての審査に関する事務を行うため、県内の地方公共団体で共同設置しているものでございます。

先ほどの議案と同様に、白石市外二町組合が令和5年3月31日で解散することに伴

いまして、当該組合が構成団体となります審査会から脱退することに伴いまして、地方自治法第252条の7第2項の規定によりましてこれを組織する地方公共団体の数の減少、規約の変更につきまして、同条第3項におきまして準用いたします同法第252条の2の2第3項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

70ページの別紙をご覧ください。宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を改正する規約でございます。変更は、別表第1中「白石市外二町組合」を削るものでございます。

議案説明資料の3ページをお願いします。市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体を規定しております別表第1の新旧対照表でございます。

議案書70ページにお戻り願います。別紙の附則でございまして、「この規約は令和5年4月1日から施行する」ものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第46号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第47号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第20、議案第47号 令和4年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和4年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第12号につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第47号 令和4年度大和町一般会計補正予算（第12号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を140億1,406万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条債務負担行為の補正は変更でありまして、第2表債務負担行為補正によるものであります。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の変更でございます。公園施設等管理業務につきましては、変更後の限度額を6,774万9,000円に変更するものであります。こちらは南川ダム資料館の管理委託費を追加するものであります。

それでは、別冊事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。16款1項2目衛生費国庫負担金1節につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として4,441万2,000円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして歳出でございます。

4款1項2目予防費でございます。19節でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種により健康被害について、予防接種法第15条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣より認定されました対象者に対し、町を經由して交付する予防接種後健康被害救済制度による給付金の補正をお願いするものでございます。内訳は、死亡一時金4,420万円、葬祭料21万2,000円となります。

財源は、歳入でご説明いたしました国の新型コロナウイルスワクチン接種負担金で

ございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第47号の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第48号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第21、議案第48号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。あわせて、別冊の令和5年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第1号につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第48号 令和5年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億7,059万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を147億2,059万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

16款1項国庫負担金につきましては、新たに3目衛生費国庫負担金を設け、1節に新型コロナウイルスワクチン接種対策費として8,205万1,000円を計上するものです。

2項3目衛生費国庫補助金1節は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として8,854万2,000円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、補正をお願いするものでございます。

国の令和5年度接種方針が今回当初予算編成まで示されなかったことから、補正予算で予算計上をお願いするものでございます。令和5年度の接種につきましては、初回接種を終了しました65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者及び医療従事者等が5月からの春夏に1回接種。さらに秋冬には全世代が1回接種することとされております。

接種体制は、引き続き黒川4市町村の共同体制により、黒川医師会の協力のもと個別接種を主体に進めてまいります。11月・12月にはインフルエンザ予防接種と重複することもございまして、集団接種の実施を想定して今回予算を編成いたしております。

それでは、節ごとの予算を説明申し上げます。1節は、ワクチン接種事務補助のための会計年度任用職員の報酬でございます。

3節はワクチン接種事務、ワクチン集団接種会場従事のための職員時間外勤務手当、及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

4節は、会計年度任用職員の社会保険料及び共済組合負担金でございます。

次に7節は、予防接種健康被害調査委員会委員5名への報償金でございます。

8節は、予防接種健康被害調査委員会委員の費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、事務用品等の消耗品、予防接種健康被害調査委員会会議時のお茶代、予診

票等の印刷製本費、及び健診会場でのマスク・アイシールド・手指消毒液などの購入に要します費用でございます。

11節は、接種券の郵送料、コールセンター通信料及び医療廃棄物処理手数料でございます。

12節は、ワクチン接種業務及び関連する費用支払い事務、接種記録システム入力事務、ワクチン移送関係業務、集団接種会場設営運營業務、コールセンター業務等の費用を計上いたしております。

13節は、ワクチン接種予約システム利用料でございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第48号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「同意第1号 宮床財産区管理委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第22、同意第1号 宮床財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件については、16番大須賀 啓君の一身上に関することでありますので、地方自治法第117条の規定により大須賀 啓君の退場を求めます。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同意第1号でございます。宮床財産区管理委員の選任についてでございます。

下記の者を宮床財産区管理委員に選任したいので、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、お一人目でございますが石垣敏行さんでございます。お二人目八嶋良雄さんでございます。赤間儀信さんでございます。4人目大須賀 啓さん。5人目佐藤文徳さん。浅野 衛さん。熊谷正幸さんの7名の方でございます。それぞれ推薦員の方々からご推薦をいただいた方々でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、同意第1号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、同意第1号については同意しないことに決定されました。

議場の出入口を開きます。

ここで、大須賀 啓君の入場を求めます。

大須賀 啓君に申し上げます。同意第1号 宮床財産区管理委員の選任については同意されませんでした。

日程第23 「同意第2号 吉田財産区管理委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第23、同意第2号 吉田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第2号でございます。吉田財産区管理委員の選任についてございま

す。

下記の者を吉田財産区管理委員に選任したいので、財産区条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

お一人目は浅野 清さん。中川 洋さん。小野誠一さん。堀籠 伸さん。堀籠浩幸さん。佐々木 文夫さん。佐藤秋夫さんの皆さんでございます。

それぞれ推薦委員の方からご推薦を頂戴した方でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、同意第2号については、同意することに決定されました。

日程第24「同意第3号 落合財産区管理委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第24、同意第3号 落合財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同意第3号でございます。落合財産区管理委員の選任についてでございます。

下記の者を落合財産区管理委員に選任したいので、財産区条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、お一人目大友健一さん。高橋節男さん。文屋博幸さん。加藤正弘さん。鈴木次男さん。佐藤敬一さん。高橋俊美さん。

この皆さんも、それぞれ推薦委員の方から方からご推薦をいただいた方々でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、同意第3号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、同意第3号については、同意することに決定されました。

日程第25「委発第1号 大和町議会の個人情報の保護に関する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第25、委発第1号 大和町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは、ただいま議案となっております委第1号 大和町議会の個人情報の保護に関する条例について、議会運営委員会を代表し提案理由及び制定内容を説明させていただきます。

お手元の議案書、委発第1号をお開き願います。大和町議会の個人情報の保護に関する条例についてであります。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

次に、提出理由であります。これまで、個人情報保護条例は各地方公共団体で保護条例を制定しており、その運用の相違により施策上の不均衡や不整合がありました。この状況を踏まえ、現行の個人情報保護法、行政機関の個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本を新たな個人情報保護法に統合し、個人情報の保護に必要な全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものであります。

新たな法律では、議会の独立性を確保する理由から法律の対象外となったため、本議会で新たに個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

それでは、制定内容を説明しますので、2ページをご覧ください。各章の概要であります。

第1章相続については第1条から3条であり、条例の目的、個人情報に関する定員、議会の責務。

5ページをお開き願います。第2章個人情報等の取扱いについては第4条から16条であり、個人情報の利用目的の特定及び保有の制限、個人情報漏えい等の防止のための安全管理措置、目的外の利用及び提供の制限。

10ページをお開き願います。第3章個人情報配慮については第17条であり、個人情報ファイル簿の作成及び公表についてを定めております。

11ページをお開き願います。第4章については、開示・訂正及び利用停止などあります。第4章のうち、第1節開示については第18条から30条であり、開示請求に関する諸手続、開示及び不開示情報の内容等。

17ページをお開き願います。第2節訂正については第31条から37条であり、保有個人情報が事実でないと思料した場合の訂正請求に関する所定手続等。

19ページをお開き願います。第3節利用停止については第38条から43条であり、規定に関して取得・利用・提供などされたと思料した場合の利用停止、請求に関する諸手続など。

21ページをお開き願います。第4節審査請求については第40条から46条であり、審査会への諮問、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続等であります。

23ページをお開き願います。第5章雑則については第47条から51条であり、適用除外、開示請求等をしようとする者への情報の提供等、施行状況の公表、議長への一任について。

第6章罰則については第52条から第56条であり、各種罰則が定められております。

なお、この罰則規定においては地方検察庁との協議が必要であります。既に本条例案で了解を得ていることを報告させていただきます。

附則として、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上が、制定内容でございます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「委員長報告」

議長（高平聡雄君）

日程第25、委員長報告。

議会活性化調査特別委員会調査報告についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長大須賀 啓君、お願いします。

議会活性化調査特別委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、議会活性化調査特別委員会にて調査検討を行った、これからの大和町議会のあり方につきまして報告いたします。

お手元の報告書を準備願います。本委員会に付託された調査事件について、会議規則77条の規定に基づき報告いたします。

これからの大和町議会のあり方プロジェクトのワークショップや議会報告での意見などを勘案し、議論を重ね、議員の成り手不足の解消のためにも議員報酬を月額30万円までと増額し、併せて議員定数を2削減することを報告いたします。

当町の議員報酬は平成8年以來27年間増額しておらず、県内20市町村でも14位と、平均以下となっております。報酬額の増は、県内町村の平均値や中央値までの比較では議員の成り手不足の解消につながらないことから、全国町村議会議長会にて示された活動内容を踏まえた原価方式、町長の活動日数と報酬を議員の活動日数・報酬と比較し、定数削減による議員活動日数の増加を見込み、議員報酬を月額24万円から6万

円増の月額30万円と算定いたしました。

また、議員報酬の増額に併せて町三役の報酬も、同様に増額の検討が必要であるとするものであります。

議員定数は、議員活動を拡充させ多くの町民の負託を得る議員を選出するため、全国類似団体の状況を把握・考慮し、報酬額の増に併せ定数を現在の18人から2人削減する16人とするものであります。

なお、詳細は以下のとおりであります。

次のページをお開きください。先ほど、調査報告に至った経緯であります。調査事件は、これからの大和町議会のあり方についてであります。調査及び活動内容につきましては、（1）町村議会の現状については、全国の統一地方選挙の投票率と無投票率の現状についてであります。投票率が低下し、無投票が増えている現状にあります。

（2）大和町議会の現状については、当町における投票率の低下と議員の成り手不足の懸念、生活スタイルの変化と議員の社会保障が厳しくなっており、議員を志す者への後ろ盾が必要になるものであります。

（3）これからの大和町議会のあり方プロジェクトの実施については、これまでの議会改革の歩みと、新たなプロジェクトを実施したものであります。その内容としまして、①あり方プロジェクト参加者の意見として、町内の各種団体の代表者24名で構成するあり方ゼミナールの研究員と、定数・報酬に関する意見であります。②ゼミナール議会の開催は、あり方ゼミナール研究員が模擬議員となり、模擬議会を開催したものであります。

3ページをお開き願います。（4）これからの大和町議会のあり方プロジェクトワーキングチームの意見としては、議員7人のワーキングチームを組織し、チーム員が議論した内容であり、①定数・報酬のほかに、②家族・地域・会社・支援者等の理解について、③議会内・議会外・会派での議員活動について、④福利厚生・設備など議会環境について議論しており、②から④は継続して検討が必要な項目となったものであります。

（5）議会報告会での意見は、令和5年2月4日から12日に町内6か所において開催した議会報告会での意見をまとめたものであります。

次のページをお開きください。3番調査経過については、当特別委員会での会議等の経過のほかワーキングチーム、あり方ゼミナール、全員協議会での開催した会議の経過であります。

最終ページをお開きください。最終ページは、報告書の参考資料を掲載しております。

す。また、添付資料としまして、これからの大和町議会のあり方プロジェクト広報紙及び県内の自治体や全国の人口、同規模自治体の議員定数・報酬についての一覧表を添付しております。

なお、前段で申し上げましたが、定数2減・報酬6万円増についていち早く町長に申入れをしていただき、条例改正に結びつけていただきたいと思いますので、よろしく願いまして、報告を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

先ほど日程第25と申し上げましたが、日程第26でございます。よろしく願いいたします。

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これで、委員長報告を終わります。

日程第27「議員派遣について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第27、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条の第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和5年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時41分 閉 会